

広報

# ちよつせし



## 平成31年2月号 No. 484 村成人式

【主な内容】  
消防出初式 ... 2P  
確定申告はお早めに ... 6P  
バナー広告を募集 ... 10P  
健康だいいち ... 16P



### 祝新成人

1月13日、文化会館で成人式が行われ、今年は223人が新たに大人の仲間入りをしました。

人口	14,412人(-4)	転入	31人
男	7,184人(-0)	転出	26人
女	7,228人(-4)	出生	5人
世帯数	6,118世帯(+6)	死亡	14人

# 平成31年消防出初式

## 第6支団（長生村）38人が表彰されました

1月12日、茂原市民会館で長生郡市広域市町村圏組合主催による「平成31年消防出初式」が行われました。

式典では、第6支団（長生村）内から38人の消防団員などに、「ごろの消防活動への尽力を称えて、賞状と記念品が贈呈されました。受章者は次のとおりです。（敬称略）

第6支団第2分団第3部（高根）  
斎藤 昌弘

長生郡市広域市町村圏組合  
消防団長表彰

第6支団第3分団第1部（一松）  
貝塚 弘知

○精勤章  
第6支団第1分団第4部（八積）

第6支団第3分団第3部（一松）  
藤巻 清成

○細矢 和生  
第6支団第2分団第1部（高根）

第6支団第1分団第1部（一松）  
大東 勝彦

○精勤章  
第6支団第3分団第1部（一松）  
石川 慶直

第6支団第1分団第5部（八積）  
根本 陽一

○優秀部  
第6支団第2分団第2部（八積）  
高橋 均

第6支団第1分団第3部（八積）  
植草 晃

○優良部  
第6支団第1分団第5部（八積）  
佐瀬 友基

第6支団第1分団第4部（八積）  
和田 貴正

○内助功劳章  
第6支団第1分団第3部（八積）  
小倉 健東

第6支団第2分団第1部（高根）  
麻生 将

○内助功劳章  
第6支団第1分団第3部（八積）  
宮崎 麻依子

第6支団第2分団第2部（高根）  
高仲 邦広

○内助功劳章  
第6支団第1分団第3部（八積）  
佐野 佳奈子

第6支団第1分団第5部（高根）  
植草 泰之

○内助功劳章  
第6支団第1分団第3部（八積）  
水野 美幸

第6支団第2分団第5部（高根）  
武田 博

○内助功劳章  
第6支団第1分団第3部（八積）  
菊池 洋一

第6支団第2分団第1部（一松）  
狩野 由幸

○内助功劳章  
第6支団第1分団第3部（八積）  
長谷川 政幸

第6支団第1分団第4部（八積）  
荻野 和幸

○内助功劳章  
第6支団第1分団第3部（一松）  
高橋 憲史

第6支団第3分団第2部（一松）  
石井 勇

○内助功劳章  
第6支団第2分団第2部（高根）  
齋藤 紘範

第6支団第3分団第4部（一松）  
鵜澤 芳満

長生郡市広域市町村圏組合  
消防団長表彰

# 小中学校に係る手続きが保健センターに移ります

平成31年4月から「学校教育課」の課名を「子ども教育課」に改め、保育所などの業務が健康推進課から子ども教育課に移ります。また、保健センターに子ども教育課の学校教育係、子育て支援係の窓口が置かれます。

妊娠から子育て、保育所、小中学校に関わる窓口を保健センターに移すことで一元化し、子育て世代の利便性の向上を図ります。

なお、現在役場庁舎2階にある学校教育課は子ども教育課教育総務係として引き続き業務を行います。

## 子ども教育課の主な業務内容

### ○学校教育係(保健センター1階)

小中学校に関すること

### ○子育て支援係(保健センター1階)

保育所・学童保育・児童手当・児童扶養手当に関すること

### ○教育総務係(役場庁舎2階)

教育委員会・学校、保育所等の施設に関すること

## 問い合わせ

総務課 ☎ (32) 2111



## 課と係の配置が変わります

### 保健センター1階

#### 健康推進課

- ・母子手帳
- ・乳幼児健診
- ・予防接種 など

ホール

#### 子ども教育課

##### 学校教育係

- ・小中学校の転入学
- ・就学援助
- ・指定校の変更 など

##### 子育て支援係

- ・保育所、学童の入退所
- ・子どもの医療費助成
- ・児童手当の手続き など

入口

## 223人が大人の仲間入り 新成人を祝う式典

1月13日、文化会館で「平成31年長生村成人式」が行われました。

今年の新成人は223人、そのうち125人が式典に参加しました。

式典では、村長が式辞述べ、その後新成人を代表して鈴木康大さんが謝辞を述べました。

鈴木さんは「今の自分たちがあるのは、たくさんの人たちの支えがあったからです。長生村で生まれ育つたことを誇りにがんばっていきたい。」



【青空のもとで記念撮影】



【小久保友貴さん】



【鈴木康大さん】

と周囲の人たちへの感謝の気持ちを伝えました。

また、小久保友貴さんが、村民憲章の宣言を行い、ほかの新成人たちも一緒に宣言を行いました。

式典終了後は、公民館の講堂で懇親会が行われました。懇親会には新成人だけではなく、小中学校時代の恩師のみなさんも招待されており、学生時代の話や、近況報告など、和やかな雰囲気でした。



【懇親会のスタート】



【晴れ着でピース】



【恩師に近況報告】



【村長と富貴さん】

## 青年海外協力隊の表敬訪問 2年間の現地活動へ

長生村の更生保護女性会のみなさんが講師となり、児童たちと一緒に太巻き寿司を作りました。

児童たちは、講師に手順を教わり、苦戦しながら太巻き寿司を作りました。ご飯の分量や、寿司を巻く作業などが思っていた以上に難しいようでした。



【協力してお寿司を巻きました】

## 綺麗な模様ができたかな 太巻き寿司体験

1月9日、高根小学校で「太巻き寿司体験」が行われました。

長生村の更生保護女性会のみなさんが講師となり、児童たちと一緒に太巻き寿司を作りました。

富貴さんは、青年海外協力隊として2019年の1月から2年間、タンザニアに派遣となります。現地では小学校での勤務となり、算数の授業を担当するとのことです。

富貴さんは、青年海外協力隊として2019年の1月から2年間、タンザニアに派遣となります。現地では小学校での勤務となり、算数の授業を担当するとのことです。

# 尼ヶ台公園をライトアップ イルミネーションを実施



【雲の切れ間から太陽がのぞきました】

1月1日の早朝、一松海岸で長生村観光協会主催の、ながいき元旦祭が開催されました。海岸では、甘酒の無償配布や、怒涛いなさ太鼓による初打ちなどが行われました。

雲の多い天候だったため、水平線から昇る初日の出を眺めるることはできなかつたものの、雲の切れ間から真っ赤な太陽がのぞき始めるると、会場から歓声があがり、写真撮影

12月15日から1月13日まで尼ヶ台総合公園のケヤキ並木がイルミネーションで彩られました。この事業は尼ヶ台総合公園への来遊者の増加を図るため、長生村観光協会の企画により新規事業として実施されました。

初日の12月15日は、イルミネーションの点灯式が行われました。たくさんの来場者が見守るなか、東間観光協会長により点灯のスイッチが押されると、尼ヶ台総合公園が幻想的な風景に変わり、来場者から大きな拍手が起きました。

## ながいき元日祭 新たなる年を祝つて



【甘酒が振る舞われました】

をする人や、新年のお願いをする人などが多くみられました。



【イルミネーションに彩られたケヤキ並木】

# 県健康福祉部長感謝状を 田中ひろ子さんが受賞



【表彰された八積小学校の益子教諭】

## 文部科学大臣優秀教職員表彰 八積小学校 益子尚子教諭

田中ひろ子さん（新田）が社会福祉事業功労者等に対する健康福祉部長の感謝状を受賞されました。田中さんは、長生村で知的障害者相談員を平成20年から務めており、長生村の知的障がい者福祉に関して尽力されました。その功績が認められて今回の受賞となりました。



【田中ひろ子さん】

八積小学校の益子尚子教諭が、平成30年度文部科学大臣優秀教職員表彰を受賞され、1月15日に東京大学安田講堂で表彰式が行われました。これは優れた成果を上げた教員を表彰するもので、今年度は全国で773人、千葉県の公立学校からは25人の教職員が表彰されています。

# 確定申告はお早めに!!

所得税の確定申告は、前年の1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得の金額と、それに対する所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続きです。

## 申告受付期間

2月18日（月）～3月15日

（金）午前9時～正午、午後1時～午後4時

※土日祝日、日曜開庁（2月24日）は申告の受付を行いません。

## 申告受付会場

総合福祉センター2階（役場内西側）

## 手順

- ①階段を上り、申告者控室前の番号札（午前8時から配布）をお取りください。
- ②番号をお呼びするまで、申告者控室でお待ちください。

## 「注意ください」

- 太陽光発電設備による電力の売却収入、雑損控除はお取扱いできませんので茂原税務署での申告をお願いします。また、譲渡所得（株式の売買、土地や家屋の売買）など内容が複雑な申告についても、お取扱いでき

ない場合がありますので茂原税務署での申告をお勧めします。

●青色申告決算書の作成は茂原税務署へご相談ください。

●申告期限（3月15日）が近づくと大変混雑しますので、早めの申告をお勧めします。

●申告期限後の確定申告は、役場で受付できませんので、役場へお願いします。

- ①事業所得や不動産所得、土地や建物、株式等の譲渡所得（収用含む）などがある人
- ②個人年金等の雑所得や一時所得、配当所得などのある人
- ③給与所得者の場合
- ・給与・収入の金額が2千万円を超える人
- ・給与・退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える人
- ・給与を2ヵ所以上から受けている人
- ・医療費控除などを追加する場合や、年の途中で退職して年末調整が済んでいない人
- ・公的年金等の収入金額が400万円を超える人
- ・公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円を超える人
- ④年金所得者の場合
- ・平成31年1月1日現在、長生村に居住し、次の事項に該当する人
- ①事業所得や不動産所得などがあり確定申告の必要のない人
- ②公的年金以外に所得がない、社会保険料などの控除を適用したい人
- ③収入が少なく家族の扶養に入っていない人
- ④収入が少なく村外に居住している人の扶養に入っている人
- ⑤住宅借入金等特別控除を受ける人
- ⑥租税特別措置法の適用を受ける人

## 申告が必要な人

## ○所得税確定申告

- ①事業所得や不動産所得、土地や建物、株式等の譲渡所得（収用含む）などがある人
- ②個人年金等の雑所得や一時所得、配当所得などのある人
- ③給与所得者の場合
- ・給与・収入の金額が2千万円を超える人
- ・給与・退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える人
- ・給与を2ヵ所以上から受けている人
- ・医療費控除などを追加する場合や、年の途中で退職して年末調整が済んでいない人
- ・公的年金等の収入金額が400万円を超える人
- ・公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円を超える人
- ④年金所得者の場合
- ・平成31年1月1日現在、長生村に居住し、次の事項に該当する人
- ①事業所得や不動産所得などがあり確定申告の必要のない人
- ②公的年金以外に所得がない、社会保険料などの控除を適用したい人
- ③収入が少なく家族の扶養に入っていない人
- ④収入が少なく村外に居住している人の扶養に入っている人
- ⑤住宅借入金等特別控除を受ける人
- ⑥租税特別措置法の適用を受ける人

- も所得税の還付を受けるための申告書を提出することができます。

- ※障害者年金や遺族年金は課税対象外のため、年間の受給額が役場に通知されませんので申告されない場合、未申告扱いとなります。
- ⑥給与所得者のうち、次のような人
- ・勤務先から長生村役場へ給与支払報告書が提出されていない人
- ・給与所得以外に20万円以下の所得があった人
- ・年の途中で退職し、その後就職していない人（確定申告する人は除く）

いる人の扶養に入っている人の扶養に入っている人

- ⑤障害者年金や遺族年金を受給している人
- ※障害者年金や遺族年金は課税対象外のため、年間の受給額が役場に通知されませんので申告されない場合、未申告扱いとなります。
- ⑥給与所得者のうち、次のような人
- ・勤務先から長生村役場へ給与支払報告書が提出されていない人
- ・給与所得以外に20万円以下の所得があった人
- ・年の途中で退職し、その後就職していない人（確定申告する人は除く）

## 問い合わせ

税務課  
（32）2113

# 確定申告

## 申告に必要なもの

- ①本人確認書類（一か二のいずれか）  
i-マイナンバーカード（個人番号カード）  
ii-個人番号確認書類（注1）  
と身元確認書類（注2）
- ②申告書（送付された場合）  
③事業所得、不動産所得がある人は收支内訳書  
④給与、年金、報酬がある人は源泉徴収票（コピー不可）  
⑤株式等に係る譲渡所得及び配当所得がある人は支払通知書、株式の年間取引報告書  
⑥国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの支払金額の分かるもの  
⑦国民年金保険料、国民年金基金掛金の支払証明書  
⑧生命保険料、地震保険料の支払証明書  
⑨障害者控除を受ける人は障害者手帳・療育手帳または障がい者控除対象者認定書（注3）  
⑩医療費控除を受ける人は医療費控除の明細書または医療費控除の必要書類（下）



欄参照

医療費控除	
前年の1月1日から12月31日までの1年間に支払いをした医療費が対象となります。医療費控除の明細書又は各保険者からの医療費通知が必要です。	日までの1年間に支払いをした医療費から差し引いてください。

つている場合は、その金額を支払った医療費から差し引いてください。

による通院費

※医療費通知とは、医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で（①被保険者の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者の氏名、④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称）の6項目が記載されたものをいいます。	○医療費控除の明細書を添付した場合、法定申告期限等から5年間は、領収書を自宅等で保管してください。
○経過措置として、平成31年分までの確定申告については、従来通り医療費の領収書またはレシートの原本添付による医療費控除の適用が可能です。	○経過措置として、平成31年分までの確定申告については、従来通り医療費の領収書またはレシートの原本添付による医療費控除の適用が可能です。
○購入品名の記載のないレシートは、購入品名を記載してください。記載のない場合は、原則として対象外です。	○購入品名の記載のないレシートは、購入品名を記載してください。記載のない場合は、原則として対象外です。
※領収書に控除の対象金額が記載されています。詳しくは9ページをご参照ください。	※領収書に控除の対象金額が記載されています。詳しくは9ページをご参照ください。
○健康保険組合などから支払われる高額療養費、出産育児一時金、生命保険契約などの特約により支払われる入院費給付金などを受け取る	○健康保険組合などから支払われる高額療養費、出産育児一時金、生命保険契約などの特約により支払われる入院費給付金などを受け取る

### 総所得金額と控除額（上限200万円）

#### ○総所得金額200万円以上の場合

$$\text{支払った医療費} - \text{保険などにより補てんされる金額} - 10\text{万円}$$

#### ○総所得金額200万円未満の場合

$$\text{支払った医療費} - \text{保険などにより補てんされる金額} - (\text{総所得金額} \times 5\%)$$

⑦入院の際の部屋代や食事代具等の購入代やその賃貸料で通常必要なもの

⑧コルセットなどの医療用器具等の購入代やその賃貸料で通常必要なもの

⑨医師等による診療や治療を受けるために直接必要な義手、義足、松葉杖、義歯などの購入費

⑩傷病によりおおむね6カ月以上寝たきりで医師の治療を受けている場合に、必要があると認められたおむつ代

※「おむつ使用証明書」もしくは福祉課が発行する「おむつ使用の確認書」が必要となります。

# 確定申告

## セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）



セルフメディケーション税制とは、1月1日から12月31日までの1年間に購入したスイッチOTC医薬品が合計1万2千円を超えるとき、その超える部分の金額（上限8万8千円）をその年分の総所得金額等から所得控除を受けることができる制度です。

### 対象となる人

申告対象の1年間に、健康の維持増進と疾病の予防への取り組みとして、一定の取組

・セルフメディケーション税制の明細書  
・必要書類  
・健康診断、定期健康診断・健診のいざれか）を行った人  
（予防接種・がん検診・特定

・一定の取組を行ったことを明らかにする領収書または結果通知表など（添付又は掲示）  
・対象の医薬品を購入したレシートまたは領収書（購入日、販売店名、その領収した金額のうち対象医薬品に該当する旨が明らかにされているもの）  
※レシート・領収書については、5年間自宅等で保管が必要があります。  
**同時利用はできません**

セルフメディケーション税制による所得控除と、従来の医療費控除を同時に利用することはできません。

○スイッチOTC医薬品とは  
医師の処方箋なしに、薬局やドラッグストア等で購入できる医薬品のうち一定の成分を含む医薬品です。対象となる医薬品は厚生労働省のホームページで掲載しているほか、一部の製品については関係団体による自主的な取組により、対象医薬品のパッケージにこの税制の対象である旨を示す識別マークが掲載されています。

## 住宅借入金等特別控除

住宅ローンなどを利用して、住宅用家屋を新築、取得または増改築等をし、次の事項に該当するときは、住宅借入金等特別控除として所得税が差引かれます。一定のバリアフリー改修工事や省エネ改修工事も増改築等の対象となります。

### 住宅借入金等特別控除を受けれる要件

①新築又は取得の日から6ヶ月以内に入居し、適用を受ける各年の12月31日まで引き続き居住していること

②この控除を受ける年分の合計所得金額が3千万円以下であること

③法務局で不動産登記されておりること

④金融機関などから発行された住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

⑤登記事項証明書

⑥住宅借入金等特別控除額の計算明細書

①金融機関などから発行された住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

②登記事項証明書  
③請負契約書の写しまたは売買契約書の写し

④認定長期優良住宅の場合、「長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し」及び「住宅用家屋証明書」または「認定長期優良住宅建築証明書」

⑤認定低炭素住宅の場合、「低炭素建築物新築等計画の認定通知書の写し」及び「住宅用家屋証明書」または「認定低炭素住宅建築証明書」

⑥中古住宅取得の場合、「耐震基準適合証明書」または

「住宅性能評価書の写し」

⑦増改築の場合、「建築確認済証の写し」もしくは「検査済証の写し」または「増改築等工事証明書」

※税務署から、2年目以降の控除適用のために発行される「住宅借入金等特別控除証明書」がある場合は、①と「住宅借入金等特別控除証明書」のみお持ちください。

⑥居住した年とその前後2年ずつの5年間に居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例などをけていないこと

⑥中古住宅取得の場合、「耐震基準適合証明書」または

### 住宅の区分と控除限度額

居住年	住宅区分	控除期間	控除率	各年の控除限度額
平成26年1月 ～ 平成33年6月	一般の住宅	10年	1%	40万円
	認定住宅	10年	1%	50万円

# 確定申告

## 介護保険

主な対象サービス		医療費控除対象
医療系	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(介護予防)訪問看護</li> <li>・(介護予防)訪問リハビリテーション</li> <li>・(介護予防)居宅療養管理指導</li> <li>・(介護予防)通所リハビリテーション</li> <li>・(介護予防)短期入所療養介護</li> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護(※)</li> <li>・複合型サービス(※)</li> </ul>	<p><b>サービス利用に係る自己負担額と食費、滞在費の自己負担額</b></p> <p>○特別な食事、居室にかかる費用を除きます。</p> <p>○保険給付の支給限度額を超えて利用した場合で全額自己負担となつた額も控除対象となります。</p>
居宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(介護予防)訪問介護(生活援助を除く)</li> <li>・(介護予防)訪問入浴介護</li> <li>・(介護予防)通所介護</li> <li>・(介護予防)短期入所生活介護</li> <li>・(介護予防)認知症対応型通所介護</li> <li>・夜間対応型訪問介護</li> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護(※)</li> <li>・複合型サービス(※)</li> <li>・地域密着型通所介護</li> </ul>	<p><b>サービス利用に係る自己負担額</b></p> <p>○医療系サービスと一緒に利用していることが前提です。</p> <p>○保険給付の支給限度額を超えて利用した場合の全額自己負担となつた額は控除対象になります。</p>
喀たん吸引	<b>自己負担額の10分の1</b> 居宅サービス計画に位置付けられ、医療系サービスと一緒に利用していないことが前提です。	
施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)</li> <li>・地域密着型介護老人福祉施設</li> </ul>	<p><b>施設サービスの対価(介護費・食費及び居住費)として支払った額の1/2</b></p> <p>○特別な食事、居室にかかる費用を除きます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護療養型医療施設</li> <li>・介護医療院</li> </ul>	<p><b>施設サービスの対価(介護費・食費及び居住費)として支払った額</b></p> <p>○特別な食事、居室にかかる費用を除きます。</p>
おむつ	おむね6ヶ月以上寝たきりの人で、1年目は医師が発行した「おむつ使用証明書」の添付が必要。また、要介護(要支援)の状態にあり、控除を受けるのが2年目以降の場合は、村が発行する確認書を添付することで医療費控除の申請ができます。	

(※)には、条件があります。



### 農業所得者のみなさんへ

税務課では、今年も「簡単・便利なちょうどめん」(100円)を作成しました。税務課窓口、申告受付会場に用意してありますので、購入される場合は税務課職員に申し出てください。

○社会保険料控除  
介護保険料は、その年に納付した全額が控除の対象となります。ただし、年金からの天引き(特別徴収)で納付している場合は、年金受給者本人のみの控除となるため、親族等の控除としての申告はできません。

### ○障害者控除

身体障害者手帳等の交付を受けている人でも、要介護(要支援)認定を受けており、「身体(知的)障がい者」としての申告はできません。

### 手続き

障がい者控除対象者認定申請書に記入、捺印のうえ、提出してください。申請書はホームページおよび福祉課に備えてあります。

### 問い合わせ

福祉課 介護保険係  
☎ (32) 6809

に準ずる」と認定された人は対象となります。

### ○医療費控除

介護保険の居宅サービスや施設サービスの利用者負担金は、一部医療費控除の対象となります。

対象となるサービス等 左表のとおりです。ただし、高額介護サービス費や高額医療合算介護サービス費及び利用者負担額助成金を受給した場合には、支払った額から受給した額を差し引いた額が控除対象となります。

国税庁ホームページの「確定申告書作成コーザー」では、そのまま税務署に提出することができます。(所印入など事前準備が必要です。) 印刷すればそのまま税務署に提出することができます。(所印入など事前準備が必要です。) 印刷すればそのまま税務署に提出することができます。(所印入など事前準備が必要です。) 詳しくはe-Taxホームページをご覧ください。

作成したデータを簡単な操作によって自宅等から電子申告することもできますので、ぜひご利用ください。

### 申告書の作成は「確定申告書等作成コーザー」で

### 国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp>

### e-Taxホームページ

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

### 問い合わせ

茂原税務署

☎ (22) 2166

## バナー広告を募集します

総務課 ☎ (32) 2111



村では、地域経済の振興と自主財源確保を目的として、4月1日から掲載のホームページバナー広告を募集します。

### 募集内容

平成31年度掲載分（原則として年度単位で募集。掲載枠に空きがある場合は随時募集）



### 広告形態

縦60ピクセル、横150ピクセル、容量10KB以内、GIFもしくはJPEG形式

### 掲載料

1広告枠につき月額5000円

### 申し込み方法

専用の申込書に必要書類を添えて総務課に提出、申込書はホームページからもダウンロードできます

### 申込期間

2月1日（金）～3月12日（火）  
(土、日、祝日は除く)

※応募多数の場合は長生村バナー広告掲載取扱要領により選定します。

## Jアラートの試験とメール連動のお知らせ

総務課 ☎ (32) 2111

### 緊急情報伝達試験を行います

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、全国瞬時警報システム（Jアラート）を用いた情報伝達訓練を行います。

### 訓練実施日時

2月20日（水）午前11時～

### 訓練で行う試験放送

- ①上りチャイム音
- ②「これは、テストです」×3
- ③「こちらは、ぼうさいちょうどいです」
- ④下りチャイム音

※全国瞬時警報システム（Jアラート）とは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から瞬時に伝えるシステムです。



### 長生村の登録制メールが連動します

村ではJアラートと長生村登録制メールを連動させるためのソフト改修工事を実施しました。これにより2月12日（火）から長生村登録制メールに登録している人は、Jアラートで流れる内容をメールでも確認することができるようになります。また、Jアラートの情報伝達訓練時も登録制メール登録者へメールが届くこととなりますのでご了承ください。

